

一級河川の権限委譲に関する意見書

治水事業は、国土を保全し災害から国民の生命と財産を守り、安全で安心な生活環境を実現するために、最優先で実施されるべき根幹的な重要事業であります。

しかしながら、我が国では毎年のように全国各地で災害が発生し、幾多の尊い生命と財産が失われております。

宮城県においては、昭和61年8月発生 of 台風10号を始め、平成14年7月の台風6号、平成19年9月の台風9号等により、甚大な被害が発生しております。

本市においても昭和61年8月発生 of 台風10号では西福田地区の鳴瀬川左岸堤が溢水の危機的状態となり、「土のう積み工法」で破堤を免れ、または浜市地区の鳴瀬川左岸堤防（暫定堤防）では漏水し、「月の輪工法」を施工、災害を未然に防いだ経緯があります。

現在、鳴瀬川中流部は鳴瀬川中流部緊急対策特定区間事業として採択され、事業実施中ではありますが、本市にかかる鳴瀬川堤防は暫定堤防区間が多く、とりわけ左岸堤の河口から2km区間は計画高水位未満の暫定堤防でカミソリ堤となっており、当該区間が破堤ともなれば、本市の中心市街地や松島基地など多くの区域が浸水被害を被ることになり、早期改修を切望しております。

このような現状にあるとき、政府の地方分権改革推進委員会の「中間的な取りまとめ」において、「一つの都道府県内で完結する河川については、一級河川の指定区間外（国管理区間）を含め、すべて都道府県管理とすべきである」とされていることは、地域の安全安心のために治水事業の推進を熱望する我々の切実な声に逆行するものであり、次の事項の実現について強く要望を致します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

記

1 国民の生命と財産を守り、安全安心を確保し、経済の安定を図るために、同一都道府県内で完結する一級河川であっても、引き続き国が自ら管理者となり、一層の整備促進を図ることにより、国の役割を強化しその責任を果たすこと。

とりわけ、一級河川鳴瀬川は岩手、宮城の2県に跨がる北上川の水系である江合川の洪水時には、新江合川を経由して流入水を受けるなど、特殊な役割を持つ河川であり、国の責任で一層の整備促進を図ること。

2 鳴瀬川中流部緊急対策特定区間事業の促進と東松島市にかかる鳴瀬川・吉田川の暫定堤防、とりわけ鳴瀬川左岸の河口から2km区間の整備促進を図ること。

平成20年3月17日

宮城県東松島市議会議長 佐藤 富夫

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

国土交通大臣

宛

国土交通省東北地方整備局長

国土交通省東北地方整備局河川部長

国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所長

宮城県知事